

旧	新
<p>(耐火建築物等とすることを要しない下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物に関する基準)</p> <p>第20条の2 条例第16条第1項第1号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 建築物の周囲(開口部(居室に設けられたものに限る。))がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。)に幅員が3メートル以上の通路(敷地の接する道まで達するものに限る。)が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。</p> <p>(ア及びイ省略)</p> <p>ウ 建築基準法第21条第1項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第193号。以下「大規模建築物の主要構造部の構造方法を定める告示」という。) <u>第1第1項第2号ロ(2)</u>に掲げる基準に適合していること。</p> <p>(3) 3階の各宿泊室等(各宿泊室等の階数が2以上であるものにあつては2階以下の階の部分を含む。)の外壁の開口部及び当該各宿泊室等以外の部分に面する開口部(外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から90センチメートル未満の部分に当該各宿泊室等以外の部分の開口部がないもの又は当該各宿泊室等以外の部分の開口部と50センチメートル以上突出したひさし等(ひさし、袖壁その他これらに類するもので、その構造が、大規模建築物の主要構造部の構造方法を定める告示<u>第1第1項第2号ロ(2)</u>に規定する構造であるものをいう。)で防火上有効に遮られているものを除く。)に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられていること。</p>	<p>(耐火建築物等とすることを要しない下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物に関する基準)</p> <p>第20条の2 条例第16条第1項第1号の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 建築物の周囲(開口部(居室に設けられたものに限る。))がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。)に幅員が3メートル以上の通路(敷地の接する道まで達するものに限る。)が設けられていること。ただし、次に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。</p> <p>(ア及びイ省略)</p> <p>ウ 建築基準法第21条第1項に規定する建築物の主要構造部の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第193号。以下「大規模建築物の主要構造部の構造方法を定める告示」という。) <u>第1第1項第3号ロ(2)</u>に掲げる基準に適合していること。</p> <p>(3) 3階の各宿泊室等(各宿泊室等の階数が2以上であるものにあつては2階以下の階の部分を含む。)の外壁の開口部及び当該各宿泊室等以外の部分に面する開口部(外壁の開口部又は直接外気に開放された廊下、階段その他の通路に面する開口部にあつては、当該開口部から90センチメートル未満の部分に当該各宿泊室等以外の部分の開口部がないもの又は当該各宿泊室等以外の部分の開口部と50センチメートル以上突出したひさし等(ひさし、袖壁その他これらに類するもので、その構造が、大規模建築物の主要構造部の構造方法を定める告示<u>第1第1項第3号ロ(2)</u>に規定する構造であるものをいう。)で防火上有効に遮られているものを除く。)に法第2条第9号の2ロに規定する防火設備が設けられていること。</p>

(新設)

(病院等の用途に供する建築物の防火区画を要しないこととする措置の基準)  
第20条の3 条例第16条第2項ただし書の規則で定める基準は、警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準を定める件（令和2年国土交通省告示第250号）に定める基準（同告示第1第4号及び第5号を除く。）とする。この場合において、同告示第1中「建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第27条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する建築物の部分」とあるのは「条例第16条第2項本文に規定するその他の部分」と、「特定用途部分に接する部分」とあるのは「同項本文に規定するその部分（以下「特定用途部分に接する部分」という。）」とする。

別表第1

(省略)				
(14)	条例第16条の規定が適用される建築物	(省略)		
		条例第16条第1項第1号の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造 詳細図	主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏、大規模建築物の主要構造部の構造方法を定める告示第1第1項第2号ロ(2)に規定するひさしその他これに類するもの並びに防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
		(省略)		
条例第16条第2項（条例第23条の4第2項及び条例第49条第2項において準用する場合を	各階平面図	防火設備の位置及び種別 防火区画の位置及び面積 政令第112条第17項第112条第18項本文に規定する区画に用いる壁の構造 風道の配置 政令第112条第19項第112条第20項に規定する準耐火構造の防火		

別表第1

(省略)				
(14)	条例第16条の規定が適用される建築物	(省略)		
		条例第16条第1項第1号の規定が適用される建築物	耐火構造等の構造 詳細図	主要構造部である壁、柱、床、はり及び屋根の軒裏、大規模建築物の主要構造部の構造方法を定める告示第1第1項第3号ロ(2)に規定するひさしその他これに類するもの並びに防火設備の断面の構造、材料の種別及び寸法
		(省略)		
条例第16条第2項（条例第23条の4第2項及び条例第49条第2項において準用する場合を	各階平面図	防火設備の位置及び種別 防火区画の位置及び面積 政令第112条第17項第112条第18項本文に規定する区画に用いる壁の構造 風道の配置 政令第112条第19項第112条第20項に規定する準耐火構造の防火		

		<u>含む。）の規定が適用される建築物</u>		<u>区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別</u>	<u>含む。）の規定が適用される建築物</u>		<u>区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別</u>				
				<u>給水管、配電管その他の管と政令第112条第19項第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画とのすき間を埋める材料の種別</u>			<u>給水管、配電管その他の管と政令第112条第19項第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別</u>				
			<u>2面以上の断面図</u>	<u>政令第112条第19項第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別</u>		<u>2面以上の断面図</u>	<u>政令第112条第19項第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別</u>				
				<u>給水管、配電管その他の管と政令第112条第19項第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画とのすき間を埋める材料の種別</u>			<u>給水管、配電管その他の管と政令第112条第19項第112条第20項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別</u>				
			<u>耐火構造等の構造詳細図</u>	<u>防火設備の構造、材料の種別及び寸法</u>				<u>耐火構造等の構造詳細図</u>	<u>防火設備の構造、材料の種別及び寸法</u>		
(備考省略)											
			<u>条例第16条第2項ただし書(条例第23条の4第2項及び条例第49条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定が適用される建築物</u>	<u>条例第16条第2項ただし書の規定に適合することの確認に必要な図書</u>				<u>条例第16条第2項ただし書の規定に適合することの確認に必要な図書</u>			
									(備考省略)		
									(備考省略)		